

総合的な化学物質規制制度の導入検討調査 45百万円(26百万円)

環境保健部企画課化学物質審査室

1. 事業の概要

EUでは化学物質の総合的な登録・評価・認可制度（REACH規則：Registration, Evaluation, Authorisation of Chemicals）の導入に向けて、条文案の審議、施行のための技術指針の検討等の取組が進められている。REACH規則案には、既存化学物質を含めた登録制度等これまでの化学物質規制にはなかった考え方が盛り込まれているため、化学物質を製造する我が国の事業者はもとより、化学物質を利用する事業者等からもその動向が注目されている。

他方、我が国の化学物質審査規制法は、改正法施行後5年が経過する平成21年4月に見直しを行うこととされており、REACH規則案を踏まえつつ、将来の化学物質規制の仕組みを検討する必要がある。

そこで、REACH規則案及び運用細則等の検討状況、導入に向けた影響調査、利害関係者の議論の状況等について調査・検討を行い、事業者や国民に広く情報提供する。

また、REACH規則案を踏まえた今後の我が国の化学物質規制の在り方を検討するため、化学物質の製造・輸入・使用事業者、販売業者、流通卸売業者、地方公共団体、NPO・NGO、市民等にアンケート調査を行い、現行制度の問題点、改善すべき点等を整理する。

2. 事業計画

| 事業内容 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|-----------------|------|------|------|
| REACH規則案等に関する調査 | | | → |
| 国民・産業界等への情報提供 | | | → |
| アンケート調査の実施 | | | → |
| 化学物質規制制度の評価検討 | | | → |

3. 施策の効果

REACH規則案等に関する情報を発信し、化学物質及び化学物質規制制度に対する事業者やNPO・NGOの意識向上が図られる。

また、国際的な動向や国内関係者の意向を調査することにより、これらを踏まえた化学物質審査規制法の見直しに資する。

総合的な化学物質規制制度の導入検討調査の概要

平成21年4月の化審法見直しに向けて、欧州REACH導入状況を踏まえつつ、将来の化学物質規制制度について検討を開始する。

欧州REACH規則案の主な特徴

既存化学物質の製造者等にも登録を義務づけ
成形品に含まれる化学物質も登録が必要
安全性報告書の作成(リスク評価)を義務づけ
顧客への安全性情報提供の義務づけ 等

規則案の調査、
国民・産業界へ
の情報提供(平
成18年度～)

諸外国の状況を踏まえた
総合的な化学物質規制
制度の導入検討(平成19
年度～)

Japanチャレンジの進捗状況及び
REACHの導入状況を踏まえた、
化審法見直し